

平成 2 1 年 7 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 1 年 7 月 3 1 日 開会  
同 日 閉会

# 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成21年7月31日(金曜日)

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 報告第 1号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計繰越明許費の報告について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約)
- 日程第 10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例)

- 日程第 1 2 認定第 1 号 平成 2 0 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 2 号 平成 2 0 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

#### 会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 3 会期決定についてまで

追加日程 議長の辞職について

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の辞職について

追加日程 副議長の選挙

日程第 4 報告第 1 号 平成 2 0 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計繰越明許費の報告についてから

日程第 1 8 議案第 1 4 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

#### 出席議員（ 2 8 名）

1 番	井 口	弘 君	2 番	中 尾	友 紀 君
3 番	宮 本	勝 利 君	4 番	松 浦	健 次 君
5 番	田 中	賢 司 君	6 番	西 本	和 明 君

7番	久保隆一君	8番	辻本宏君
10番	上野耕志君	11番	仲尾元雄君
12番	田和弘満君	14番	所順子君
15番	小松英夫君	16番	畑中秀敏君
17番	横畑龍彦君	18番	桑茂夫君
19番	金崎昭仁君	20番	上野諭君
21番	森下弘君	22番	小川猛君
23番	赤松義之君	24番	岡谷裕計君
25番	吉田盛彦君	26番	岡本克敏君
27番	橋本謙二君	29番	佃奈津代君
30番	佐古守君	31番	川勝昇君

欠席議員（3名）

9番	竹村広明君	13番	福井健次君
28番	三原勝利君		

説明のための出席者

広域連合長	真砂充敏君	副広域連合長	木下善之君
副広域連合長	奥田貢君	副広域連合長	中山正君
事務局長	梶村智君	総務課長	久留米啓史君
業務課長	北野幸広君	総務課長補佐	高岡秀人君
業務課長補佐	沼田和巳君	業務課長補佐	宮本昌彦君
業務課長補佐	秋山智彦君		

事務局職員出席者

書記長	谷村憲一	書記	波多野誠一
-----	------	----	-------

午後1時00分 開議

議長 ただいまから平成21年7月31日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に岩出市の上野耕志議員、紀美野町の仲尾元雄議員、串本町の川勝昇議員、橋本市の松浦健次議員、田辺市の久保隆一議員、すさみ町の岡本克敏議員、和歌山市の中尾友紀議員、湯浅町の小松英夫議員が選出されました。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年は明日から8月という今日に至っても梅雨が明けず、雨による被害が全国各地で発生いたしております。先ごろの豪雨によりまして、九州北部や中国地方において甚大な被害が報告されているところであり、本県下におきましても7月上旬の豪雨により浸水や土砂災害が発生し、農地や農作物に甚大な被害が及び、更にはお亡くなりになられた方が出るなど大きな痛手を受けた自治体が出ているところであります。まず、冒頭、被災された方々に改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りするものでございます。

さて、本制度につきましては、昨年4月の施行時と比べますと、本年度は穏かな滑り出しとなっております。多くの被保険者の方々の声を受け、国において実施した保険料負担の軽減措置等、度重なる制度改正がなされるとともに、構成市町村での被保険者の皆様方へのきめ細やかな相談の実施や広報活動を通じて制度が安定化しつつあるというふうに感じているところでございます。

また、去る6月23日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」におきましても、歳出改革は継続するとしているものの、従来の社会保障費の伸びの抑制という方針から大き

く舵を切り、その後、7月1日に閣議了解された平成22年度概算要求基準においても、年金・医療等に係る経費については高齢化に伴う自然増が認められ、シーリング対象外とされたところでございます。

しかし、一方、恒久的な措置とされていた所得の低い方の保険料負担軽減措置については、暫定的な措置のあり方の検討を踏まえ、予算編成過程で検討するとされていることから、安定的な財源が措置されるよう今後の動向に注視してまいりたいと考えてございます。

さて、平成23年度は国民皆保険制度が産声を上げて50年を迎える節目の年となります。制度が構築された当時とは時代背景も大きく異なり、戦後最悪と言われる経済危機に直面する中で、少子高齢化の進展は避けることのできない状況でございます。

後期高齢者医療制度も10年余りにわたる議論の末に誕生したものではありませんが、従来の財源論を主体としたものではなく、現在の社会情勢に適合した医療保険制度が構築されることを望むものでございます。

広域連合といたしまして、去る6月3日に全国組織、全国後期高齢者医療広域連合協議会を設立し、全広域連合の意見を集約し、より良い制度への改革に向け、国等への意見表明を行い、今後の制度改正に被保険者の声を更に反映させることとしております。

併せて、広域連合を構成する30市町村との連携を一層強化し、被保険者の皆様のご理解を得ながら、安心して、そしてご利用いただきやすい制度となるよう努めてまいります。

今後とも議員の皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、繰越事業の報告1件、専決処分に係る承認事項7件、平成20年度決算に係る認定事項2件、条例に関するもの1件、予算に関するもの2件、その他2件についてご審議をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

議長 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、2番中尾友紀君及び22番小川猛君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長。

書記長 ご報告いたします。

平成21年7月17日付、和広第85号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成21年2月17日付、和広監第12号、同年3月23日付、和広監第13号、同年4月23日付、和広監第1号、同年5月22日付、和広監第2号、同年6月18日付、和広監第3号、同年7月23日付、和広監第5号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。

以上でございます。

議長 この際、暫時休憩いたします。

午後1時10分 休憩

午後1時12分 再開

副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

議長、宮本勝利君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮本勝利君の退席を求めます。

〔宮本勝利君 退席〕

辞職願を朗読させます。書記長。

書記長

辞 職 願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年7月31日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮本勝利

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 佐古 守 殿

副議長 お諮りいたします。

宮本勝利君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 異議なしと認めます。

よって、宮本勝利君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔宮本勝利君 入場・着席〕

副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。



ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、議長に松浦健次君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました松浦健次君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました松浦健次君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松浦健次君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

松浦健次君、登壇願います。

〔松浦健次君 登壇〕

松浦議員 それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました松浦健次でございます。皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

副議長 それでは、議長、議長席にお着き願います。

〔副議長自席へ、議長着席〕

議長 3番、宮本勝利君。

〔宮本勝利君 登壇〕

宮本議員 3代議長といたしまして皆さんの協力を得ながら1年間務めさせていただきました。本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

今後、私も広域連合議会の中で議員として論議に参加させていただくつもりでございます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長 報告します。

副議長、佐古守君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職について日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職について日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐古守君の退席を求めます。

〔佐古 守君 退席〕

議長 辞職願を朗読いたさせます。

書記長。

書記長

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年7月31日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 佐古 守

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 松浦健次 殿

議長 お諮りします。

佐古守君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、佐古守君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔佐古 守君 入場・着席〕

議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佃奈津代君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した佃奈津代君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佃奈津代君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佃奈津代君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

佃奈津代君、登壇願います。

〔佃 奈津代君 登壇〕

佃議員 古座川町の佃でございます。

議長をしっかりと補佐し、頑張ったいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

議長 佐古守君。

〔佐古 守君 登壇〕

佐古議員 副議長の退任のあいさつを申し上げたいと思います。

この一年間、皆様のご協力を得まして大過なく副議長を務めさせていただきました。ありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

議長 次に、日程第4、報告第1号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会

計繰越明許費の報告について」、当局から報告を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました報告事項の説明の前に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

本日、先ほどからの正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に松浦議員、そして副議長に佃議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。

また、昨年7月から議長をお務めいただきました宮本議員、副議長をお務めいただきました佐古議員に対しましても、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたこと、本席をお借りいたしまして心から厚く感謝を申し上げる次第でございます。1年間本当にありがとうございました。

それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号は、2月定例会で議決をいただきました繰越明許費予算に基づく繰越計算書についての報告でございます。

平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計繰越明許費繰越計算書で、総額3,988万2,000円を平成21年度に繰越するものでございます。

以上でございます。

議長 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計繰越明許費の報告について」を終わります。

次に、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第11、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」までの7件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 それでは、上程されました承認第2号から承認第8号につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認関係につきましては、一般会計において、国の補助金内示に伴う補正のほか、後期高

齢者医療制度における被保険者の方の保険料軽減措置に係る後期高齢者医療に関する条例の所要の改正、軽減措置実施に伴う国からの財源補てんの受皿となる後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の所要の改正、勤務時間等に関する関係法令の改正に伴う職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の給与等に関する条例の所要の改正、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合と締結する規約の所要の改正をそれぞれ専決処分いたしております。

以上、承認関係についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

事務局長 それでは、承認第2号から承認第8号までにつきまして一括してご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

承認第2号は、低所得者の保険料負担の軽減に係る国庫予算の成立に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、3月27日付で広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

主な改正内容は、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、均等割額の9割軽減賦課の新規実施及び所得割額の5割軽減賦課の継続実施などについて改正を行ったものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

承認第3号は、低所得者の保険料負担軽減措置の実施に伴う和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきまして、3月27日付で広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

主な改正内容は、低所得者の保険料負担軽減措置として、均等割保険料額の9割軽減賦課及び所得割保険料額の5割軽減賦課の実施に伴う財源補てんを、基金の取崩し要件に追加する改正を行ったものでございまして、承認第2号と関連がございます。

次に、10ページをお開き願います。

承認第4号は、一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、昨年12月26日に公布されたことに伴う和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、3月27日付で広域連合

長専決処分により措置いたしたものでございます。

主な改正内容は、職員の1週間の勤務時間の短縮等及び附則において勤務時間の短縮に伴う和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例について改正を行ったものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

承認第5号は、平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に係る国庫支出金について、その内示に伴い3月31日付で広域連合長専決処分により措置いたしたものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

承認第6号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加により、同組合規約の一部変更につきまして、4月1日付で広域連合長専決処分により措置いたしたものでございます。

改正内容は、平成21年4月1日から和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を加入させるものでございます。

次に、27ページをお開き願います。

承認第7号は、低所得者の保険料負担軽減措置を平成21年度においても継続実施することに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、5月28日付で広域連合長専決処分により措置いたしたものでございます。

主な改正内容は、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、均等割額の7割軽減賦課の者を対象とし、軽減割合を8.5割とすることについて改正を行ったものでございます。

次に、30ページをお開き願います。

承認第8号は、一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、5月29日に公布されることに伴う和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、5月28日付で広域連合長専決処分により措置いたしたものでございます。

主な改正内容は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の125、100分の70とする特例措置について改正を行ったものでございます。

以上でございます。

議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている7件のうち、まず日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 全員起立。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 全員起立。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

議長 全員起立。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 全員起立。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、認定第1号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入

歳出決算の認定について」及び日程第13、認定第2号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 それでは、上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、その概要をご説明申し上げます。

認定関係につきましては、平成20年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

事務局長 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関し、認定第1号及び認定第2号につきまして一括してご説明申し上げます。

また、地方自治法第233条第3項の規定による監査委員の意見書を添付するとともに、同法同条第5項の規定による平成20年度主要施策の成果等報告書も併せて提出いたしております。

33ページをお開き願います。

認定第1号、平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算でございます。

以下、別添の平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書に沿って説明をさせていただきます。

恐れ入ります、決算書の2ページをお開き願います。

歳入におきましては、13億8,006万9,674円でございます。これは対前年度比71.2%の増となっております。

4ページをお開き願います。

歳出におきましては、13億4,735万3,455円でございます。これは対前年度比72%の増となっております。

以下、詳細について事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億4,750万円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、収入済額1,489万450円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補てんとして、国がその2分の1を負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、収入済額9億530万1,011円は、平成21年度に実施する被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担の激変緩和措置及び低所得者の保険料負担軽減措置の実施に伴う財源補てんや、平成20年度における制度の広報・周知及びきめ細やかな相談体制の整備を図るために交付を受けたものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金1,489万450円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補てんとして、県がその2分の1を負担するものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、収入済額105万3,795円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に伴う利子収入でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金2億7,263万7,784円は、保険料激変緩和措置等の実施のための財源として同基金から繰り入れたものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金2,298万7,858円は、平成19年度からの繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子、収入済額42万8,053円は、公金の管理運用に伴う預金利子でございます。

第2項雑入、第1目雑入、収入済額38万273円は、派遣職員2名の家賃自己負担分等でございます。

以上で歳入の説明を終わりました。歳出に移らせていただきます。

10ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、支出済額194万1,807円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億3,640万8,760円は、

広域連合への派遣職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。

執行率は95.3%でございます。

主なものは、14自治体からの広域連合への派遣職員の人件費相当分として、第3節職員手当等、第4節共済費のうち地方公務員災害補償基金負担金、第19節負担金補助及び交付金のうち派遣職員給与等負担金を合わせ1億828万5,621円、また事務所の維持管理に要する経費として11節需用費のうち施設修繕料及び光熱水費、14節使用料及び賃借料のうち事務所借料、19節負担金補助及び交付金のうち事務所電気代等負担金を合わせ818万7,606円となっており、このような義務的、固定的な経費といたしまして1億1,647万3,227円を支出してございます。

14ページをお開き願います。

23節償還金利子及び割引料754万4,000円は、平成19年度に交付を受けた後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金の精算に伴い、国庫に返還をしたものでございます。

なお、12ページの10節交際費5,113円は、広域連合長名で祝弔電を打電したものでございます。

第2目公平委員会費、支出済額3,285円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費、支出済額3万6,769円は、選挙管理委員会の運営に要した経費でございます。

第2目広域連合長選挙費、支出済額2万4,545円は、広域連合長選挙に要した経費でございます。

第3目広域連合議会議員選挙費、支出済額6,110円は、広域連合議会議員選挙を執行した市町村との事務連絡に要した経費でございます。

第3項監査委員費、第1目監査委員費、支出済額15万8,689円は、監査事務の執行に要した経費でございます。

16ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費、支出済額9億3,613万5,706円は、保険料負担の激変緩和措置等の実施に伴い国から交付を受けた補助金及び基金原資運用に係る利子の後期高齢者医療臨時特例基金への積み立て及び保険料不均一賦課に係る国・県からの負担金を財源とした特別会計の繰出金でございます。

執行率は84.5%でございます。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入れを行うことなく順調に資金繰りを行ったことから支出はございません。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金、支出済額2億7,263万7,784円は、保険料負担の激変緩和措置実施に伴う財源補てん及び広報経費等の財源として特別会計へ繰り出したものでございます。

執行率は96.7%でございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、充用はございません。

また、不用額1億8,992万545円のうち1億6,921万7,194円は、平成20年度分の被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担の激変緩和措置実施に伴う同基金からの繰入金の精算に伴いまして繰入余剰額を基金に積み立てる予定でございましたが、特別会計におきましても国庫支出金等に係る返還を伴う余剰金が発生してございまして、その余剰金につきましては繰越金として処置することとしていることから、同様の取扱いをすべく積立てを行わなかったために生じたものでございます。

なお、歳入歳出とも翌年度への繰り越しはございません。

18ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入歳出の結果、実質収支は3,271万6,219円の黒字となっております。

恐れ入ります、議案書34ページへお戻り願います。

承認第2号、平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算でございます。本会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い設置したものでございます。

以下、別添の平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書に沿って説明をさせていただきます。

恐れ入ります、決算書の20ページをお開き願います。

歳入におきましては、1,018億8,655万5,165円でございます。

22ページをお開き願います。

歳出におきましては、984億741万5,133円でございます。

以下、詳細については事項別明細書によりご説明申し上げます。

26ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額179億1,067万6,477円は、構成30市町村からの分賦金でございます。事務費分として4億1,586万7,000円

のほか、保険給付費の財源となるものとしたしまして、市町村において収納した保険料相当分等として、保険料負担金68億6,650万4,670円、保険給付費の公費負担分として療養給付費負担金84億3,620万3,000円、保険料の減額賦課に伴う財源補てんとして保険基盤安定制度負担金21億9,210万1,807円でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額242億8,796万3,176円、第2目高額医療費負担金、収入済額2億4,757万7,598円は、保険給付費の公費負担分として国が負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額93億968万6,000円は、広域連合間の被保険者に係る所得格差の是正分として普通調整交付金92億7,601万2,000円、それに加え制度の広報やきめ細やかな相談体制の構築の財源として特別調整交付金3,367万4,000円の交付を受けたものでございます。

第2目円滑運営事業費補助金、収入済額5億3,066万790円は、保険料負担軽減措置実施に伴う財源補てん分等として、第3目保健事業費補助金、収入済額1,009万1,000円は、健康診査実施に伴う財源として、第5目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額743万1,323円は、特別高額医療費共同事業に係る支援としてそれぞれ収入いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額77億4,927万4,085円、第2目高額医療費負担金、収入済額2億4,757万2,137円は、保険給付費の公費負担分として県が負担するものでございます。

28ページをお開き願います。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額412億1,152万7,000円は、保険給付に係る他の保険者からの支援分として収納したものでございます。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額861万474円は、広域連合が共同して行う著しく高額な医療費の緩和事業の財源として収納したものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金は、対象となる後期高齢者医療給付費準備基金への積み立てが年度末となったことから、利子が生じてございません。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額2,978万900円は、保険料不均一賦課に係る財源補てんとして、第2目その他一般会計繰入金、収入済額2億7,263万7,784円は、保険料負担の激変緩和措置実施に伴う財源補てん及び広報経費等の財源としてそ

れぞれ特別会計に繰り入れたものでございます。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金については、収入はございません。

第2項預金利子、第1目預金利子、収入済額2,175万3,374円は、公金の管理運用に伴う預金利子でございます。

第3項雑入、第1目返納金、第2目雑入については、収入はございません。

30ページをお開き願います。

第3目第三者納付金、収入済額4,131万3,047円は、第三者の行為によって生じた保険給付に係る返納金でございます。

以上の結果、保険給付の財源及び保険料軽減措置の実施に伴う財源補てんとして、歳入総額の99.4%に当たる1,013億2,196万7,107円を収入してございます。

以上で歳入の説明を終わりにして、歳出に移らせていただきます。

32ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額4億5,387万2,875円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。

執行率は88.6%でございます。

主なものは、医療費通知の送付や構成30市町村と広域連合を結ぶ専用回線使用料など12節役務費、支出済額6,123万5,588円、円滑な制度運営を行うため国保連合会に委託するレセプト点検、レセプトデータの画像処理、葬祭費の支給等の各種業務委託及び標準システムの適正な運用等を委託する13節委託料、支出済額2億5,293万5,809円、電算機器のリースに要する14節使用料及び賃借料、支出済額9,567万1,800円、きめ細やかな相談体制の整備や標準システムの改修等に要した19節負担金補助及び交付金、支出済額3,543万5,430円でございます。なお、標準システムのサーバー追加費用3,988万2,000円については翌年度に繰越してございます。

34ページをお開き願います。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費、支出済額40万4,051円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要した経費でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額939億4,395万170円は、入院・入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に要した保険給付でございます。

執行率は96.1%でございます。

第2目療養費、支出済額17億7,992万6,512円は、一般診療、補装具、柔道整復、アンマ・マッサージ・鍼灸等に要した保険給付でございます。

執行率は96.4%でございます。

第3目審査支払手数料、支出済額3億1,297万1,858円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務に係る国保連合会への手数料でございます。

執行率は98.4%でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額8億2,832万5,005円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

執行率は92.1%でございます。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額2億895万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行ったものでございます。

執行率は100%でございます。

36ページをお開き願います。

第3款、第1項、第1目財政安定化基金拠出金、支出済額1億368万3,436円は、県に設置する同基金への拠出金でございます。

なお、執行率は100%でございます。

第4款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額734万2,389円及び第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額8万8,934円は、ともに国保中央会への拠出金でございます。

1目及び2目を合わせた執行率は100%でございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額5,719万8,903円は、健康診査の実施に要した経費でございます。

執行率は43.5%でございます。

主なものは、健康診査実施医療機関への健診委託及び国保連合会への健診データの管理等を委託した13節委託料、支出済額5,699万7,963円でございます。

なお、執行率が低迷しておりますのは、受診申込者数が当初見込んでおりました被保険者数の11%を超えるという状況でございましたが、実際に受診をされた方は申込みをされた方の37.3%というふうに、申込者と実際に健診を受けられた方との数値に乖離が生じたことによるものでございます。



第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額7億1,070万1,000円は、本年度収入した保険料負担金と保険給付費等それを財源として支出した経費との差額、いわゆる剰余見込額を同基金に積み立てたものでございます。

なお、積み立てた額は、翌年度以降の保険給付費等の財源とするものでございます。

執行率は100%でございます。

38ページをお開き願います。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入れを行うことなく順調に資金繰りを行ったため、支出はございません。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金及び第2目償還金については、支出はございません。

第9款予備費、第1項予備費、第1目予備費は、65万6,389円を特別高額医療費共同事業拠出金に充用してございます。これは、2月定例会終了後に同拠出金についての変更通知があったため、やむなく充用したものでございます。

また、特別会計の不用額41億35万1,867円のうち39億8,108万455円は、款、保険給付費に係るものでございます。

なお、翌年度への繰越しは、繰越金を財源として、目、一般管理費におきまして3,988万2,000円を繰越明許費としてございます。

40ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入歳出及び翌年度への繰越しの結果、実質収支は34億3,925万8,032円の黒字となっております。しかし、この中には保険給付費の財源として収納した国庫支出金等の精算による返還が見込まれることから、実質的な剰余金は8億9,805万3,953円となる見込みでございます。

41ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。財産として保有するものは、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2基金で、年度末現在の基金総額は合わせて17億4,409万2,558円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

その際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第12、認定第1号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採

決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、認定第2号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

31番。

川勝議員 決算書の26ページから27ページに当たります予算の節でいいますと保険料負担金と、市町村の賦課金の関係ですけれども、今朝ほどから協議会でご説明をいただきました保険料の収納実績ということについて一つ押えるわけですけれども、ここでご説明いただきました普通徴収に係る保険料の収納率は96.34%です。こういうことでご説明をいただきました。とすれば、当然徴収すべき保険料が、非常に高率な納付実績であるとはいいいながら、100%に至っておらないと、当然徴収すべき保険料に不足が生じておると、こういうことだろうと思います。

そこで、この決算書にあがっておる保険料負担金をとりますと、69億7,000何がしですか、予算額。調定額と収入済額が全く同じということは、どういう調定額が押さえられてやはり収入済額がはじかれて収入未済額がゼロで完納できておりますと、こういう決算はどういう決算処理がされておるのかなと。言い換えますれば保険料は100%納まっておりませんと。しかし、調定額が一定はじかれて、それに対して収入済額が100%ですということは、滞納の額というのはどこで経理をされて、それらに対する対応というのはどういうことなのかなと、

こういうように思うところであります。

それで、ここの調定額というのはそれぞれの市町村が徴収できた、収納できた現額をそのまま広域に納入していただいて、それを調定額として100%と。滞納、残っておるところは町村それぞれ処理をしてくださいと、こういう経理状況なのか、その辺ひとつ詳しくお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

議長 事務局長、梶村智君。

事務局長 川勝議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご質問の趣旨は、市町村のほうからご負担いただいております保険料負担金の額につきまして、調定額イコール収入済額ということで、満額を収納しております。それについてのシステムと申しましょうか、それについての説明を求められてるということでございます。

保険料の賦課というのは広域連合において賦課をさせていただいております。一方、保険料の徴収という事務につきましては、構成30市町村にお願いをいたしまして、保険料の徴収を行っていただいております。したがって、各市町村におきましては、保険料に係る全額の調定をもちそれから、それに伴って収納していくということでございます。結果として調定と収入済額の間には差が出まして、滞納ということになるかと思っております。

一方、私どもの収納しております保険料負担金というのは、市町村が収納された保険料を負担金として広域連合のほうに納付していただいておりますので、収納していただいた、例えば毎月毎月収納があるわけでございますけれども、その収納した額に基づいて市町村で負担行為を行っていただいて、私どものほうに保険料の負担金として納めていただいておりますので、議員ご指摘のように市町村においては納付する額というのはあらかじめ承知されておることでございますので、私どもで収納する保険料負担金につきましては調定額イコール収入済額という形になるものでございます。

以上でございます。

議長 31番、川勝君。

川勝議員 そういたしまして、仮定として100%の保険料の収納義務が生じると、保険料が発生すると。しかし、実際収納できたのは80%とする場合、その80%を調定額として収納していただく、今の説明はそういうことでありました。したがって、収入未済額が生じないと、この経理上では。しかし、実際上は当然被保険者から徴収すべき保険料には滞納額が生じる

と。一体それはそしたらどういう処理に将来なっていくのか。この対応は大変大きい課題じゃないかと、こう認識するわけです。というのは、例えば仮定として、うちは70%しか保険料の実際収納できていませんでした。

ところが、後日また努力によってその年の収納ができましたと。そしたら一体そういう経理はどう補てんされて、補強されていくのか。集まっただけが負担義務として処理ができていくなれば、これはちょっと若干問題が生じるのではないかと。当然被保険者が納める額と、実際納まっておらない額と。納まっただけで結構ですよという負担の状況ということになれば、一体そういうことで健全な会計処理ができていくのだろうか、ここ一つ疑義を抱くわけですけれども、そういう点について、もし、きちっとこういう経理ですよということがあれば重ねてお尋ねしておきたいと、こう思います。

議長 事務局長、梶村智君。

事務局長 議員の再質問というか、質問にお答えいたします。

質問にお答えする前に、会計としてこれでいいのかという点がまず要点だと思いますので、この保険事業に係る収支というものの見方についてまずお話しをさせていただきたいと思います。

収支ということでございますので、歳入歳出ということがございます。この保険料1点に絞りますと、歳出側は保険料を充当する保険給付費が歳出側になります。一方、歳入で収支を見ますときには、市町村で収納する保険料、これが収入のほうでございます。だから、広域連合の特別会計で収入しております保険料負担金をもって収支を計算するものではございません。そういった趣旨でございますので、各市町村において収納ということで大変ご苦労おかけしておるところなんでございますが、滞納対策という分につきましては広域連合も市町村も一体となって対応してまいりたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

議長 ほかにありませんか。

14番。

所議員 ちょっと身もふたもない質問を一つだけさせていただきたいんですが、2年間私もこの会議でいろいろな質疑応答聞かせていただいておりますけれども、仮に政権交代をされましたときには、この広域連合はどうなっていくのでしょうか。そして、生きていくのでしょうか、この広域連合は。私の聞るところによりますと、政権交代をしたときには、これはないようなニュアンスも伺っておるんですけれども、もしそうなったときは一体この問題はどんなふうになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長 事務局長、梶村智君。

事務局長 事務局としてお答えする立場にはないというふうに承知してございます。あくまで国の制度でございますので、政権をとられた政党が責任を持って国民に責任を果たしていただければ、被保険者の方に迷惑のかからないような制度が構築されることを祈っていると、そういう状況でございます。

議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」から、日程第17、議案第13号「物品購入契約の締結について」までの4件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第10号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正については、被保険者の保険料負担軽減措置の実施に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第11号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、去る6月3日に広域連合の全国組織、全国後期高齢者医療広域連合協議会が設立されたことに伴い、同協議会の運営のための負担経費を計上するものでございます。

議案第12号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」

につきましては、平成20年度に保険給付費を財源として支払基金から交付を受けた交付金の精算に伴い、返還を行うものです。

議案第13号「物品購入契約の締結について」は、サーバー機の購入につきまして、株式会社日立製作所関西支社と契約するものでございます。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきまして事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

事務局長 それでは、議案第10号から議案第13号までにつきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

議案第10号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正は、低所得者の保険料負担軽減措置の継続実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、低所得者の保険料負担軽減措置として、均等割額7割軽減とされている方を対象とし、その軽減割合を8.5割として実施することに伴う財源補てんを取崩要件として追加する改正を行ったものでございます。

次に、38ページをお開き願います。

議案第11号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、去る6月3日に広域連合の全国組織、全国後期高齢者医療広域連合協議会が設立されたところでございますが、その運営経費につきましては各広域連合が定額の負担を行うこととしていることから、全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金10万円の補正を行うものでございます。歳入につきましては、繰越金で同額の補正を行ってございます。

次に、43ページをお開き願います。

議案第12号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、平成20年度の保険給付費の財源として交付を受けた後期高齢者交付金の精算に伴う返還金6億4,643万円の補正でございます。歳入につきましては、繰越金で同額の補正を行ってございます。

48ページをお開き願います。

議案第13号、物品購入契約の締結は、繰越明許費予算の執行に当たり、電子計算機器としてサーバー機を購入するに当たり、株式会社日立製作所関西支社と3,808万5,600円で契約するものでございます。

以上でございます。

議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている4件のうち、まず日程第14、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議案第11号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

(第1号)」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第16、議案第12号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第17、議案第13号「物品購入契約の締結について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑する方ありませんか。

18番。

衆議員 すみません、美浜町の衆です。

契約について随分私どもの議会でもいろいろ問題が出ております。先ほどの説明ではもうひとつわかりにくいので、随契になった理由をもう少し詳しく説明していただきたいと思えます。入札のできない理由ですね。なぜ随契を採用されたのかということをもう少し詳しく、しなければならぬ理由ですね、もう少し詳しくご説明いただきたいと思えます。

議長 事務局長、梶村智君。

事務局長 契約方法、随契についてのご質問でございます。このサーバー機器の購入につ



きましては、既存の標準システムに追加としてサーバーを購入するものでございます。既存システムにおきましては既に稼働しておりまして、その入札に当たりましては制度施行前にプロポーザル方式ということで入札をいたしたところでございます。その機器に対して追加ということでございますので、既存のシステムに導入されておるソフト等との整合性をとるために、既存システムの提供先でございますこちらのほうと随意契約というふうにしたものでございます。

以上でございます。

議長 18番。

衆議員 事務機とかサーバーとかというものは、例えば一回契約されたら、今言うたように追加するとかという形、例えば電算システムも同じような形になって、なかなか業者をかえられないというようなことが各地方でも起こっておりますが、それでも、せっかくここまで築いてきた分を新たにというときは高くなるとか安くなるとか、入札の関係でといいますけども、だんだん見直されてきまして、一度契約したからそのままずるずるそういう行き方じゃなくて、ほかのメーカーさんという言い方正しいかどうかわかりませんが、そこへ一度そういうことをきちっとやってみて、ここはまだだして間がないからちょっと難しいかもわかりませんが、ある時期を済んだ時点できちっともう一度やって、それでもやっぱり追加していくほうが安いとかという、そういう検証はやっていかないと、この事業は随分大きいですし、こういう経費というものを少しでも削減しないと、非常に悪評高い制度といったらおかしいですけど、アンケートもとれないような状態で、実質お金も要るのも事実やけども、1,000億から超える特別会計、合わせましたら一千百何億になってこようと思うので、目立たん金かもわからないですけど、できるだけ始末してやっていただくようにそういうこと研究しながら、お忙しいと思いますけど、ぜひこれを希望したいと思うんですけど、連合長、どうですかね、最後に。

連合長 ご意見もっともだという点がございまして、今後の運営につきまして十分協議、努力していきたいと思えます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「物品購入契約の締結について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第18、議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案第14号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の任期満了に伴い、公平委員会委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者のうちから井畑文男氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、生年月日でございますが、和歌山市園部475-27、昭和23年5月17日生まれ、60歳。和歌山県町村会事務局長でございます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑する方ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を採決いたします。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第14号は原案に同意することに決しました。

お諮りします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案も、議員各位の終始真剣なご審議によりすべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛をいただき、ご健勝で、広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、真砂君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 定例会閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心にご審議をいただき、提出いたしました諸議案につきましては、いずれもご賛同いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度施行直後から度重なる制度改正がございましたが、構成市町村と連携をとり、的確に対応してまいったところでございます。

今後、保険者機能や保健事業への取り組みの強化といった課題にも積極的に取り組んでまいる所存でございます。

また、広域連合が設立され3年目に入り、今後様々な制度改正や診療報酬の改定が見込まれる中で、2期目の保険料率を定めることとなります。

さらに、政府におきましても、国民健康保険の広域化といった大きな課題もあり、医療保険制度を取り巻く環境も大きく変化してくるものと考えられます。

このような中、議員の皆様におかれましては、今後、大変なご苦労やご心労をおかけすることになるかと思いますが、広域連合の更なる発展のため、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがと

うございました。（拍手）

〔「ちょっと議長さん、一言言わせてほしいんですけども」と言う人あり〕

議長 はい、14番。

所議員 ちょっと、せっかくこの和歌山県の市町村の議員さんが全員お集まりなので、ぜひ一つ聞いていただきたいことがあるんです。後期高齢に関しまして、お金を天引きされたりいろいろすることもあるんですけども、先日、町村議長会議がありまして、ある方が倒れられたんですよ。そしたら、救急車が来ても40分も病院に運ばれることなく、ある町村の議長さんが病院に運ばれることがありませんでした。ですので、後期高齢で医療天引きとかいろいろ決まっていく中で、本当の医療の現場が動いてないんですよ。ですから、皆さんお集まりの市町村の議員さんたちで、このことに関して真剣に考えていただきたいと思ひまして、本当に命を落とすというか、40分も救急車の中で病院を探して、全部病院を断られたんですよ。これはかつらぎであったことです。その近辺の市民病院、すべての病院がキャンセルでございました。そんな医療をやってほしくないの、このこと皆さん帰りましたら真剣に考えて、医療の現場のことを本当に和歌山県は命が助かるように考えていっていただきたいと思ひまして、これは倒れられたのは有田川町の議長さんでありましたので、司会者でありましたので、ぜひ皆さんここお集まりの方、市町村の議員さんたち全員に真剣に考えていただかなくてはいけない問題だと思います。我々議員が病院に運ばれないようじゃ、市町村の町民、市民の方たちはもっともっと死に追いやられる現場を私は現実、ここ2、3日前に見てしまいました。ぜひこの問題、医療のお金のことでも大事でございますが、本当の医療現場のことでも当局の方も考えて、本当にこれ知事にも申請しまして、救急車、それは絶対受け入れていただくように申請していただきたい。これは皆さん市町村全員の議員さんたちが集まっているから、本当に私はこのことを一言言おうと思って今日の会議に出席させていただいたようなものでございますので、ぜひ皆さんこのことを考えていただいて、知事にでも申請していただきたいと思ひます。橋本市民病院はちょっと受け入れてくださいましたので、その議員さんは無事、今日も出席はされておりませんが、命には支障はなかったの、でございますが、そのことをもっと真剣に皆様で今後とも考えていっていただきたい、ぜひこの場をかりまして、本当に申しわけございませんが、このことに関して真剣に考えて取り組んでいっていただきたいです。お金のこの後期高齢、老人が倒れて救急車で運ばれても病院でキャンセルされて受け入れてくれないようじゃ、こういう規則をつくりましても無駄でございますので、命のほうが大事でございますので、そのことを皆さんに一言この場を借りまして言

わせていただきました。長時間にわたった会議の中にごめんなさい。本当に失礼しましたけれども、このことに関して考えていって欲しいなと、次の会までに考えてきていただけたらありがたいなと思ってますので、ありがとうございます。どうも言わせていただいてありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

これにて平成21年7月31日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後2時40分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 松 浦 健 次

前 議 長 宮 本 勝 利

前 副 議 長 佐 古 守

署 名 議 員 中 尾 友 紀

署 名 議 員 小 川 猛